

令和5年6月に海難審判所で言い渡された裁決20件が、ホームページに掲載されました(令和5年8月)

区 分	地方海難審判所 (函館2、仙台0、横浜2、神戸5、広島2、門司3、長崎4、那覇2)	20件 32隻
海難種類(件)	衝突10、乗揚7、衝突(単)1、死傷等1、施設等損傷1	計20件
関係船舶(隻)	モーターボート11、貨物船6、漁船6、水上オートバイ3、押船2、油送船1、警備艇1、台船1、起重機船1	計32隻
死 傷 者(人)	死亡 1、行方不明なし、負傷11	計12人

上記事件のうち、神戸地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 水上オートバイA(0.1トン) 被引浮体搭乗者 負傷事件

琵琶湖中西部において、水上オートバイAが浮体をえい航して右旋回中、砂浜から南東方に築造された突堤先端に浮体が接触し、浮体搭乗者1人が重傷を負った

② 押船A1(19トン)被押起重機船A2(50メートル) モーターボートB(5.22メートル) 衝突事件

高知港において、航行中のA1押船列が、錨泊中のB船に衝突し、B船が転覆して、同乗者1人が死亡し、船長が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 水上オートバイA(0.1ト) 被引浮体搭乗者 負傷事件

(水上オートバイAが浮体をえい航して右旋回中、浮体が突堤先端に接触し、浮体搭乗者1人が重傷を負った)

【海難概要】 琵琶湖中西部において、水上オートバイA(0.1ト、1人乗組)が、浮体(3人搭乗)を長さ約15メートルのえい航索でえい航し、

毎時約12キロメートルの速力で右旋回中、浮体が遠心力により左方に振り出され、

滋賀県大津市北比良の砂浜から南東方に築造された長さ約15メートルの北比良突堤の先端に、浮体が接触し、浮体左側に座っていた搭乗者1人が左方に投げ出され、突堤に打ち付けられて重傷を負った

【発生日時】

令和3年7月10日14時20分

【発生場所】

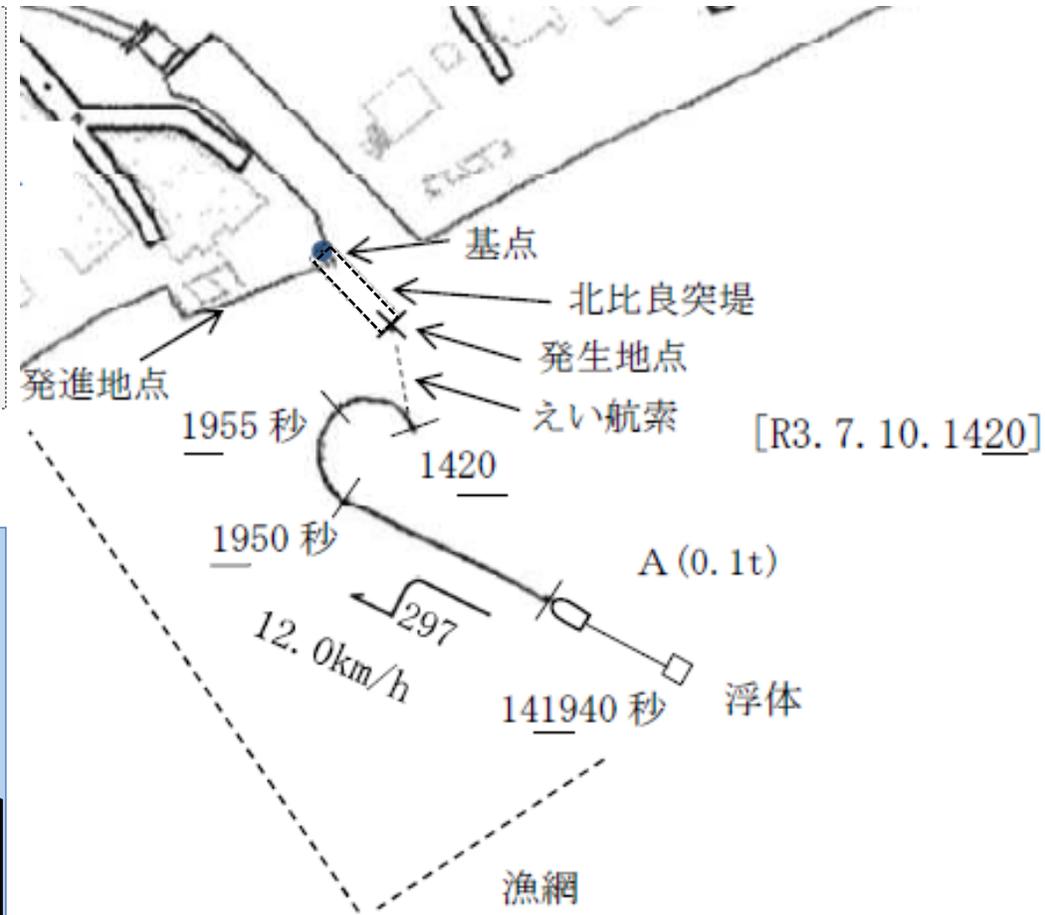
琵琶湖中西部

【死傷者】

重傷1人(浮体搭乗者)

【損傷等】

なし



《原因等》 琵琶湖中西部において、浮体をえい航して遊走する際、

◎ 浮体搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、浮体が遠心力によって振り出され、北比良突堤に接触した

船長Aは、浮体をえい航して右旋回中、平素より北比良突堤に近寄っていることを認めた場合、そのまま旋回を続けると、遠心力によって左方に振り出された浮体が、北比良突堤に向かって接近するおそれがあったから、直ちに停止するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべきであった

《背景》 ・船長Aは、平素より小さく右旋回していることから、**浮体が左方に振り出されても北比良突堤まで達することはないと思っていた**

【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → **《懲戒》** 1か月業務停止

* 本裁決は、R5.6.27に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 押船A1(19トン)被押起重機船A2(50メートル) モーターボートB(5.22メートル) 衝突事件

(航行中のA1押船列が、錨泊中のB船に衝突し、B船が転覆して、同乗者1人が死亡し、船長が負傷した)

【海難概要】 高知港において、A1押船列(全長約63メートル、2人乗組、作業員5人乗船)が航行中、B船(5.22メートル、1人乗組、同乗者1人)が錨泊中、A2船の船首がB船の船尾に衝突し、B船が転覆して、同乗者1人が死亡(溺死)し、船長が負傷した

【発生日時】 令和3年10月22日15時40分

【発生場所】 高知港

【死傷者】 B船 : 死亡1人(同乗者)、負傷1人(船長)

【損傷等】 A1押船列 : A2船の船首外板に擦過傷
B船 : 船尾及び左舷船尾部に圧壊等を生じて転覆

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第38条及び第39条が適用される

- ・高知港には港則法が適用されるが、さお釣りをしながら錨泊中のB船には、同法第35条(漁ろうの制限)及び同法施行規則第6条(停泊の制限)の適用はない
- ・港則法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である予防法が適用されるが、同法には航行中の船舶と錨泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法の規定がないことから、**予防法第38条及び第39条の船員の常務が適用される**

《原因等》 高知港において、航行中のA1押船列が、錨泊中のB船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、

A1押船列:**見張り不十分**で、前路で錨泊中のB船を避けなかった(主因)

[船長Aは、仮泊地に向けて航行する場合、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、操船室から出て両舷側で前方を見るなど死角を補う見張りを十分に行うべきであった]

B船:**動静監視不十分**で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

《背景》 ・船長Aは、前路に航行の支障となる他船はいないと思っていた
・船長Bは、A1押船列が錨泊中の自船に接近してくることはないと思っていた

[受審人]

《懲戒》

(A1押船列) 船長: 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

* 本裁決は、R5.6.29に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

